

総 行 安 第 27 号  
平成 31 年 4 月 16 日

各都道府県総務部（局）長  
（安全衛生担当課扱い）  
各指定都市人事主管局長  
（安全衛生担当課扱い）  
殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公 印 省 略）

### 地方公共団体における心理的な負担の程度を 把握するための検査実施の状況等について

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところですが、本調査の調査表26「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等調査」について、追加資料を送付します。

最近の各種調査によれば、平成29年度における地方公務員の「精神及び行動の障害」による長期病休者数は、10万人当たり1,409.3人（71人に1人）と15年前の約2.8倍となるなど年々増加している状況にあります。

このため、地方公共団体における心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）については、制度の趣旨を踏まえ事業場の規模に関わらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由が無い限り全ての職員に対してストレスチェックを実施し、高ストレス者に対する面接指導の実施はもとより、集団分析の実施及びその活用による職場環境の改善に取り組み、メンタルヘルス対策を推進していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

担 当：安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、渡邊  
T E L：03-5253-5560（直通）  
F A X：03-5253-5561

総 行 安 第 27 号  
平成 31 年 4 月 16 日

各 都 道 府 県 総 務 部 ( 局 ) 長 殿  
( 市 町 村 担 当 課、 区 政 課 扱 い )

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
( 公 印 省 略 )

地方公共団体における心理的な負担の程度を  
把握するための検査実施の状況等について

総務省では、平成31年3月26日「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果を公表するとともに各都道府県あてに送付したところですが、本調査の調査表26「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等調査」について、追加資料を送付します。

最近の各種調査によれば、平成29年度における地方公務員の「精神及び行動の障害」による長期病休者数は、10万人当たり1,409.3人(71人に1人)と15年前の約2.8倍となるなど年々増加している状況にあります。

このため、地方公共団体における心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)については、制度の趣旨を踏まえ事業場の規模に関わらず、メンタルヘルス不調で治療中のため受検の負担が大きいなどの特別な理由が無い限り全ての職員に対してストレスチェックを実施し、高ストレス者に対する面接指導の実施はもとより、集団分析の実施及びその活用による職場環境の改善に取り組み、メンタルヘルス対策を推進していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

担 当 : 安全厚生推進室安全厚生係 森谷係長、渡邊 T E L : 03-5253-5560 (直通) F A X : 03-5253-5561
---

## 地方公共団体におけるストレスチェック制度の実施状況

※ 総務省安全厚生推進室調べ（平成 31 年 3 月）  
カッコは昨年のも

### 1 ストレスチェック制度の実施状況

平成 30 年 3 月末現在（以下、同じ）、ストレスチェック制度を実施した事業場は、実施が義務付けられている事業場（常時 50 人以上の職員を使用する事業場）のうち約 99%、実施が努力義務とされている事業場（常時 50 人未満の職員を使用する事業場）のうち約 91%。

表 1 ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模	常時 50 人以上の職員 を使用する事業場	常時 50 人未満の職員 を使用する事業場
ストレスチェック制度を実施 した事業場の割合	99.6% (99.2%)	91.7% (87.2%)
うち 都道府県 政令指定都市	100.0% (100.0%)	99.9% (98.8%)
うち 市区町村等	98.9% (98.0%)	89.8% (84.6%)

さらにストレスチェックの実施状況を部局別で見た場合、ストレスチェック制度を実施した事業場は次表のとおりである。その団体区分別の内訳を見た場合、常時 50 人以上の職員を使用する事業場では一部事務組合の教育委員会、常時 50 人未満の職員を使用する事業場では町村の教育委員会及び一部事務組合の各部局で実施率が低くなっている。

表2 ストレスチェック制度の実施状況（部局別）

部局別		常時 50 人以上の職員を使用する事業場	常時 50 人未満の職員を使用する事業場
ストレスチェック制度を実施した事業場の割合	知事・市区町村長	99.2% (98.8%)	94.2% (92.2%)
	教育委員会	99.8% (99.7%)	90.3% (84.2%)
	警察	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	消防	99.6% (98.5%)	87.7% (79.5%)
	公営企業	99.6% (98.9%)	90.5% (87.9%)

(団体区分別の内訳)

うち 都道府県 政令市	知事・市長	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	教育委員会	100.0% (100.0%)	99.9% (97.5%)
	警察	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	消防	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	公営企業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
うち 市区	市区町村長	99.0% (99.2%)	98.3% (96.7%)
	教育委員会	99.0% (98.9%)	90.3% (84.4%)
	警察	-	-
	消防	99.6% (99.0%)	99.2% (96.2%)
	公営企業	99.5% (99.2%)	98.9% (96.5%)
うち 町村	市区町村長	98.0% (95.7%)	89.2% (83.6%)
	教育委員会	100.0% (88.8%)	82.4% (72.2%)
	警察	-	-
	消防	100.0% (100.0%)	95.5% (84.8%)
	公営企業	97.9% (97.9%)	93.4% (88.7%)
うち 一部事務 組合	市区町村長	97.4% (98.6%)	31.9% (26.6%)
	教育委員会	50.0% (100.0%)	40.7% (32.5%)
	警察	-	-
	消防	99.1% (95.5%)	75.5% (62.4%)
	公営企業	100.0% (94.7%)	39.5% (31.2%)

## 2 ストレスチェックの受検状況

ストレスチェック制度を実施した事業場のうち、実施が義務付けられている事業場においてストレスチェックを受けた職員は約 89%、実施が努力義務とされている事業場においてストレスチェックを受けた職員は約 77%。

表3 ストレスチェックの受検状況

事業場規模	常時50人以上の職員を使用する事業場	常時50人未満の職員を使用する事業場
ストレスチェックを受けた職員の割合	89.1% (87.9%)	77.3% (71.5%)
うち 都道府県 政令指定都市	89.5% (88.3%)	88.6% (86.8%)
うち 市区町村等	88.6% (87.5%)	73.0% (65.5%)

### 3 医師による面接指導の実施状況

#### (1) 医師による面接指導を受けた職員の状況

ストレスチェックを受けた職員のうち、実施が義務付けられている事業場において医師による面接指導を受けた職員は約0.5%、実施が努力義務とされている事業場において医師による面接指導を受けた職員は約0.4%。

表4 医師による面接指導を受けた職員の状況

事業場規模	常時50人以上の職員を使用する事業場	常時50人未満の職員を使用する事業場
医師による面接指導を受けた職員の割合	0.48% (0.58%)	0.35% (0.48%)
うち 都道府県 政令指定都市	0.32% (0.36%)	0.33% (0.40%)
うち 市区町村等	0.68% (0.86%)	0.36% (0.52%)

#### (2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

ストレスチェック制度を実施した事業場のうち、実施が義務付けられている事業場において医師による面接指導を実施した事業場は約33%、実施が努力義務とされている事業場において医師による面接指導を実施した事業場は約19%。

表5 医師による面接指導の状況

事業場規模	常時50人以上の職員を使用する事業場	常時50人未満の職員を使用する事業場
医師による面接指導を実施した事業場の割合	33.0% (34.5%)	19.3% (24.3%)
うち 都道府県 政令指定都市	26.1% (28.5%)	14.6% (17.8%)
うち 市区町村等	45.0% (45.1%)	20.4% (26.1%)

#### 4 集団分析の実施状況

ストレスチェック制度を実施した事業場のうち、実施が義務付けられている事業場において集団分析を実施した事業場は約 93%、実施が努力義務とされている事業場において集団分析を実施した事業場は約 71%。

表 6 集団分析の状況

事業場規模	常時 50 人以上の職員 を使用する事業場	常時 50 人未満の職員 を使用する事業場
集団分析を 実施した事業場の割合	93.5% (89.7%)	71.3% (69.1%)
うち 都道府県 政令指定都市	97.7% (95.6%)	80.1% (79.1%)
うち 市区町村等	86.2% (79.3%)	69.1% (66.5%)